

障害者自立支援法の抜本的な見直しを求める意見書（案）

06年4月に障害者自立支援法が施行され、福祉サービスや自立支援医療に原則1割の「応益負担」が導入された。障がい者が人間としてあたりまえの生活をするために必要な支援を「益」とみなして負担を課すという「応益負担」は、憲法や福祉の理念に反する。障がい重い人ほど負担が重くなり、負担に耐えられない障がい者はサービス利用を抑制しなければならず、将来を悲観した親子心中事件まで起きるほど、障がい者と家族は苦しめられている。

政府による実態調査でも、負担増を理由に入所、通所施設の利用を中止した人が1625人（07年2月政府調査）にも達していることが判明している。

報酬単価の引き下げや日額払い化で施設・事業所の経営は苦しくなり、廃園に追い込まれた施設もある。福祉労働者の離職や労働条件の悪化が深刻になっている。

障がい者の運動や世論に押されて、政府も、08年度までの期限付きではあるが、利用料を軽減するなどの1200億円の「特別対策」を実施せざるを得なくなった。

しかし、「応益負担」に手が付けられていないなど、同法が“自立支援”ではなく“自立阻害”の法律であることには何ら変わりはない。

よって政府および国会は、障害者自立支援法の抜本見直しのため以下の項目を実施するよう強く求める。

記

1. 応益負担を撤回する。
2. 施設・事業所への報酬を増額し、日額払いを月額払いに改める。
3. 在宅や施設サービスを大幅に増やし、地域生活の基盤整備を集中的にすすめる。
4. 小規模作業所への支援策を、国と自治体で講じる。
5. 障がい者区分認定を実態に見合ったものに改善する。
6. 大企業に法定雇用率を守らせるなど、就労の保障をすすめる。

10月議会の日程

月	日	曜	議会日程
10	10	水	本会議（初日）
	11	木	本会議
	12	金	本会議
	16	火	本会議
	17	水	常任委員会
	18	木	常任委員会(予備日)
	22	月	議会運営委員会
	24	水	本会議（一般質問）
	25	木	本会議（一般質問）
	26	金	本会議（一般質問）
	30	火	本会議(予備日)
	31	水	本会議(委員長報告・採決)

弁護士相談

日時 10月25(木)
午後3時～5時

場所 交野市役所 3階
(日本共産党議員団控室)



順番等がありますので
事前にお電話ください。

☎ 892 - 0121 (内線 301)